

## 【感染拡大防止対策対象内容の例】

○令和2年4月1日～令和3年3月31日までに納品及び支出した費用が対象となります。

○申請は各施設で1回のみです。

○実績報告時に領収書等の証拠書類を提出していただきますので、必ず保管しておいてください。

	内 容	具 体 例
1	共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消毒剤（アルコール・次亜塩素酸ナトリウム等）の購入費</li> <li>○消毒剤の濃度調整用の滅菌精製水・容器の購入費</li> <li>○清掃用洗剤（住宅用合成洗剤等）購入費</li> <li>○ペーパータオル・ゴム手袋・雑巾の購入費</li> <li>○エアコンクリーニング代</li> </ul>
2	発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ビニールカーテン購入費</li> <li>○待合椅子の間隔開けを明示するビニールテープ等材料費</li> <li>○動線確保等のアクリル板等のパーテーションの購入費</li> <li>○患者用の体温計（非接触式体温計等）購入費</li> <li>○体温測定用サーモグラフィー賃借料・購入費</li> </ul> <p>※会計処理で「工事費」として計上する大がかりな工事は対象外です。軽微な工事であれば、「修繕費」（需用費で申請）として対象となります。</p>
3	電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○服薬指導等のための通信機器の購入費 （スマートフォン、携帯電話等）</li> </ul>
4	薬局内での混雑を生じさせないよう、事前の予約や掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前予約制度案内リーフレット等作成費</li> <li>○薬局内掲示（黒板、ホワイトボード等）の購入費</li> </ul>
5	感染防止のための個人防護具等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク購入費</li> <li>○フェイスガード（フェイスシールド）購入費</li> <li>○アイガード（眼鏡・ゴーグル等）購入費</li> <li>○医療用グローブ購入費</li> <li>○防護服（サージカルガウン・アイソレーションガウン・ヘアキャップ等）購入費</li> <li>○白衣クリーニング代</li> <li>○手洗いせっけん（除菌ハンドソープ等）・ペーパータオル購入費</li> <li>○手指用消毒剤ディスペンサー等の購入費</li> </ul>
6	医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体温計（非接触式体温計等）の購入費</li> <li>○感染症防止対策研修実施のための会場費・資料等資材費</li> <li>○感染症防止対策研修講師謝金</li> <li>○感染防止対策に関する書籍購入費</li> <li>○薬剤及び金銭等受け渡しのためのトレイ購入費</li> </ul>

7	その他	○空気清浄機（HEPA フィルター付き等）の購入費 ○換気扇の購入費・設置費 ○換気のための網戸の取り付け購入費
---	-----	----------------------------------------------------------------

**【注意事項】**

・ 短期間で感染拡大防止対策の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をお願いします。

・ 実績報告において対象とならない費用が含まれていた場合や、概算交付額が確定額を上回る時は、その上回る額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。